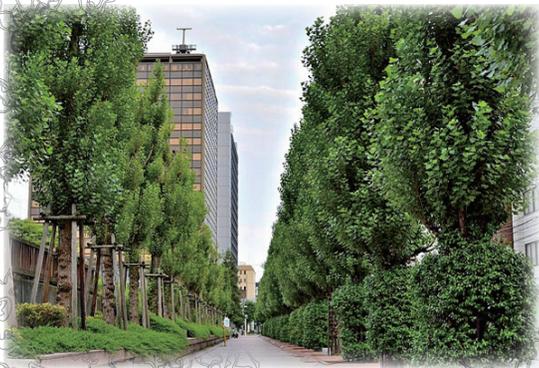


吹田市道路・公園樹木適正管理指針

【概要版】



吹田市

平成30年(2018年)3月

吹田市道路・公園樹木適正管理指針とは

本指針は、吹田市が管理する道路植栽又は公園（都市公園、遊園、緑地、緑道をいう。以下同じ。）植栽のうち高木及び中木（以下「道路・公園樹木」という。）の管理に係る方針を定めることにより、その適正な管理に寄与し、もって、吹田市のブランドの一つである豊かなみどり環境の充実を図ることを目的としています。

内容は、みどりの保護及び育成に関する条例の理念を反映するとともに、道路法施行条例と都市公園法施行条例に適合し、国の技術的な助言である道路緑化技術基準や都市公園技術標準を参考にしたものとなっています。

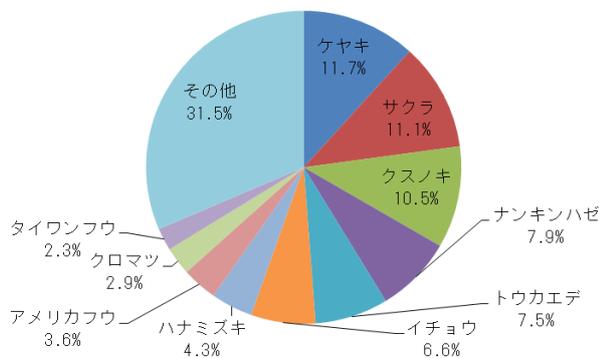
道路・公園樹木に係る現況

●道路樹木

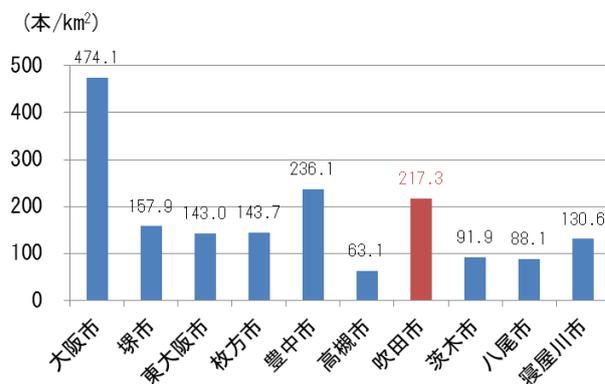
平成 27 年度（2015 年度）末現在、市が管理する道路樹木は約 1 万 2 千本にのぼります。高木の樹種は、ケヤキ、サクラ、クスノキの順に多く、上位 10 樹種が全体の約 7 割を占めています。市域 1km²あたりの高木本数について、大阪府下の人口 20 万人以上の自治体と比較すると、大阪市、豊中市に次いで 3 番目に多い自治体となっています。

街路樹の管理状況（平成 27 年度（2015 年度）末現在）

| 緑化路線 | | 管理本数 | | 市域 1km ² あたり 高木本数 |
|--------|---------|---------|---------|---------------------------------|
| 路線数 | 延長 | 高木 | 中木 | |
| 220 路線 | 76,406m | 9,321 本 | 2,644 本 | 217 本/km ² |



道路樹木（高木）の樹種構成比
（平成 27 年度（2015 年度）末現在）



市域 1km²あたり道路樹木（高木）本数
（大阪府下の人口 20 万人以上の自治体）

●公園樹木

平成 27 年度（2015 年度）末現在、市が管理する公園樹木は、管理台帳に記載されているものだけでも 16 万本以上にのぼります。高木について詳しく見ると、昭和 30 年代後半（1960 年代中頃）から昭和 40 年代前半（1960 年代後半）にかけて植栽され、樹齢が 50 年を越えるものが半数以上を占めています。公園整備初期には生長の早い樹種、近年では小型の花木を植栽することが多くなっています。

道路・公園樹木に対する市民意識

平成 21 年度（2009 年度）に行ったみどりに関する市民アンケート調査では、吹田市に愛着を感じる場所として、「大きな公園があり緑が多い」と回答する割合が 47.3%、「美しい街路がある」と回答する割合が 25.2%あり、道路・公園に対する評価が高いことが分かりました。

また、今後の吹田市の「緑」に望まれる方向性として、「今ある「緑」を適切に維持管理し、質を充実させてほしい」と回答する割合が 35.5%と最も高く、量よりも質の向上が求められていることが分かりました。

樹木の本体及び生育環境に起因する諸問題

| 問題 | 内容 | 市内の事例 | |
|------------------|--|--|---|
| 見通しの障害・ 通行の支障 | 過密化による見通しの障害、不適切な位置への植栽による交通安全施設の視認性の低下、狭小空間への植栽による根上がりなどが発生しています。 |  |  |
| | | 見通しの障害 | 通行の支障 |
| 倒木・ 落枝の発生 | 大径木化・老朽化、生育環境の悪化、過度な剪定などが、樹木の倒伏に繋がる場合があります。大径木・老朽化した樹木に起因する事故が発生した場合は、被害が深刻化する可能性が高まります。 |  |  |
| | | 倒木事故 | 落枝事故 |
| 景観の悪化 | 枯損による景観の悪化や樹木間の相互干渉・競合による樹形の乱れなどが発生しています。 |  |  |
| | | 景観の悪化 | 樹形の乱れ |
| その他 | 周辺住民への悪影響（落枝、落葉、越境など）や維持管理費の増大などが発生しています。 |  |  |
| | | 民地への越境 | 維持管理費の増大 |

道路・公園緑化の方向性

吹田市におけるこれからの道路・公園緑化の方向性は、量の拡大から**質の向上**へ発想を転換し、**安全性の確保**及び**都市魅力の向上**を重視するとともに、**管理コストの縮減**にも対応することが求められていると言えます。



道路・公園樹木の適正管理目標

●道路・公園樹木の適正管理目標

吹田市では、これからの道路・公園緑化の方向性に沿って道路・公園樹木を適正に管理することにより、これまでに形成したストックを存分に活用しながら、地域に応じた健全で活力ある美しい樹木を育成し、吹田市のブランドの一つである豊かなみどり環境の充実を図ります。

<道路・公園樹木の適正管理目標>

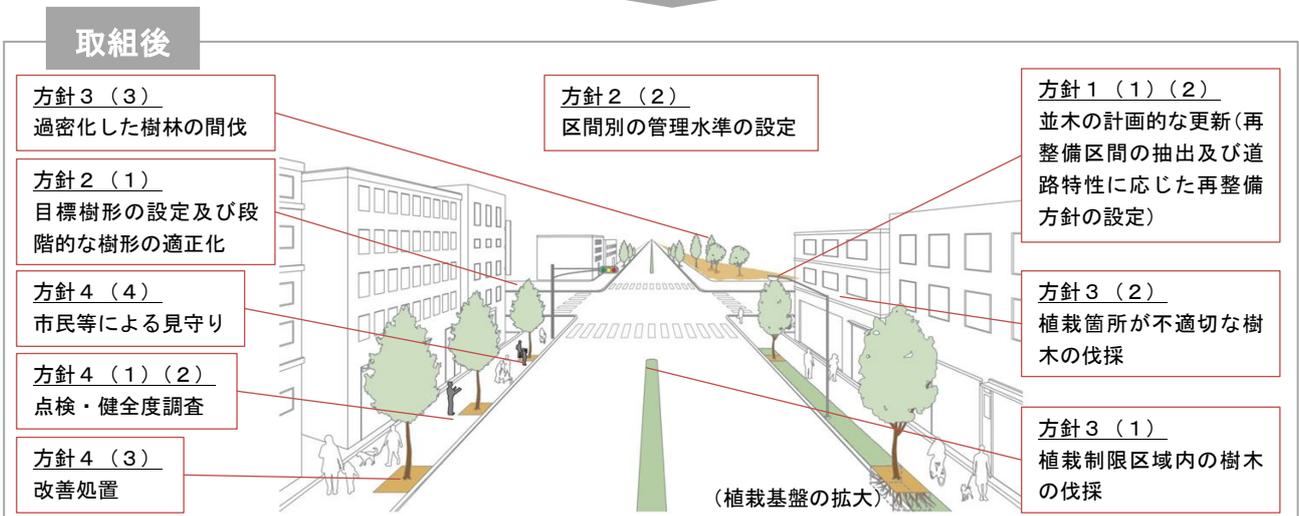
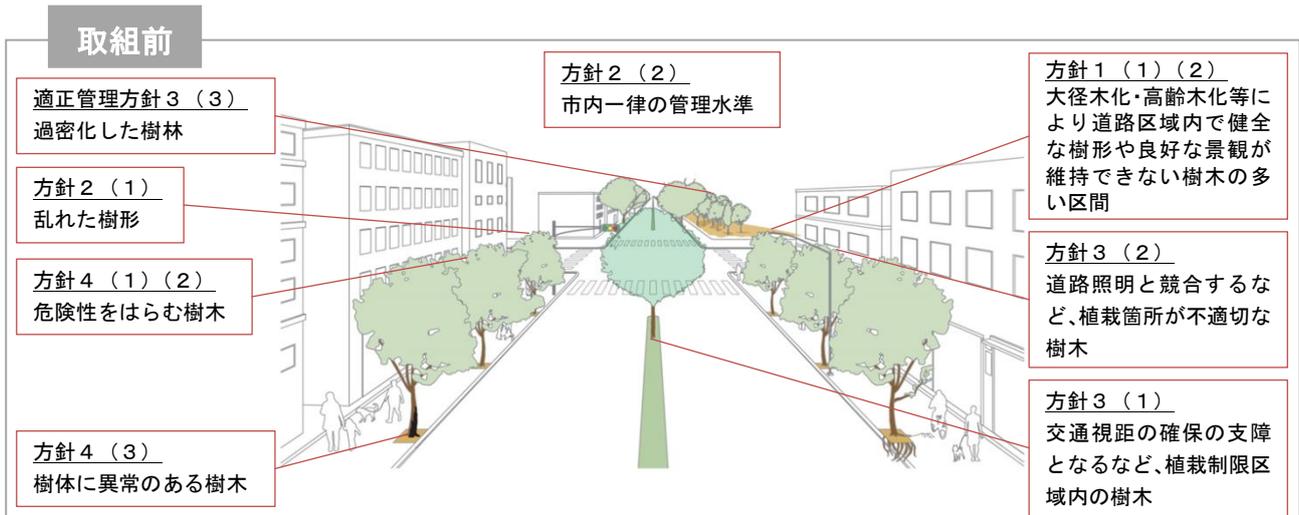
これまでに形成したストックを存分に活用しながら、
地域に応じた健全で活力ある美しい樹木を育成し、
吹田市のブランドの一つである豊かなみどり環境の充実を図る

●市民参画・協働による目標達成

道路・公園樹木の適正管理目標の達成に向けて、市民参画・協働による取組を推進し、市民とともに道路・公園樹木を育てていくことを目指します。

道路樹木の適正管理方針

これからの道路緑化に求められる方向性を踏まえ、4つの適正管理方針に沿った取組を推進します。



道路樹木の適正管理方針に沿った取組イメージ

適正管理方針1 並木の計画的な再整備

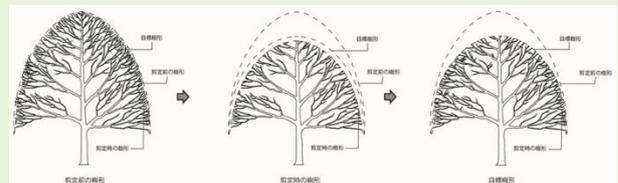
大径木化・高齢木化の進行は、倒伏による事故リスクを増加させるだけでなく、根上りによる通行の支障を引き起こします。また、道路空間に対してバランスを欠いたり強剪定を余儀なくされることで景観の低下を招きます。さらに、樹高の高い樹木の剪定作業を行うには、大型の高所作業車の使用や複数の交通誘導員の配置が必要となるため、費用の負担が大きくなります。今後も樹木の成長とともに悪化していくと考えられるこれらの課題に対応し、将来を見据えて計画的に並木の再整備を進めていきます。



再整備イメージ（高規格道路）

適正管理方針2 樹形及び管理水準の適正化

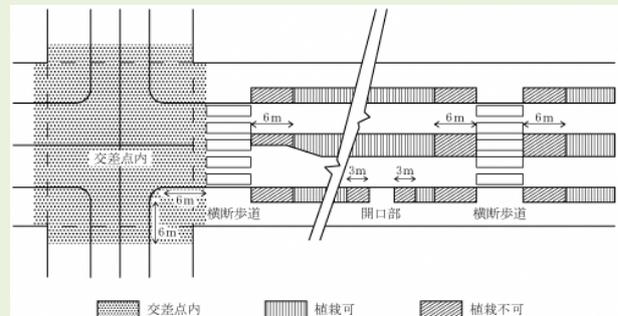
樹形を適正に保持することは、個々の樹木の健全性や美観を維持するだけでなく、周辺環境やまちなみと調和のとれた景観の形成にも寄与します。道路構造や樹種に応じた目標樹形を設定し、これに基づく剪定管理を行うことで樹形を適正化します。また、区間毎の管理目標を踏まえて適切な管理水準を設定することにより、合理的でメリハリのある管理を行っていきます。



段階的な樹形の適正化イメージ

適正管理方針3 不要木の伐採・間伐

市内では、道路樹木が交差点や開口部等に近接し過ぎており、交通視距の確保の支障となっている例が見られます。また、公園沿いの道路では、公園樹木と道路樹木が干渉し合い、生育上や景観上の調和が図られていない例が見られます。さらに、緑地帯等では、十分に成長した複数の樹木が干渉し合い、脆弱な樹林を形成している例が見られます。これらの不要木を伐採・間伐することにより、安全性を確保するとともに、管理数量を見直すことで、管理コストの縮減につなげます。



高・中木の植栽制限区間

適正管理方針4 点検・健全度調査及び改善処置等

大径木化・高齢木化の進行に伴い、見通しの阻害、通行の支障、倒木・落枝の発生、景観の悪化等の諸問題が顕在化しつつあります。

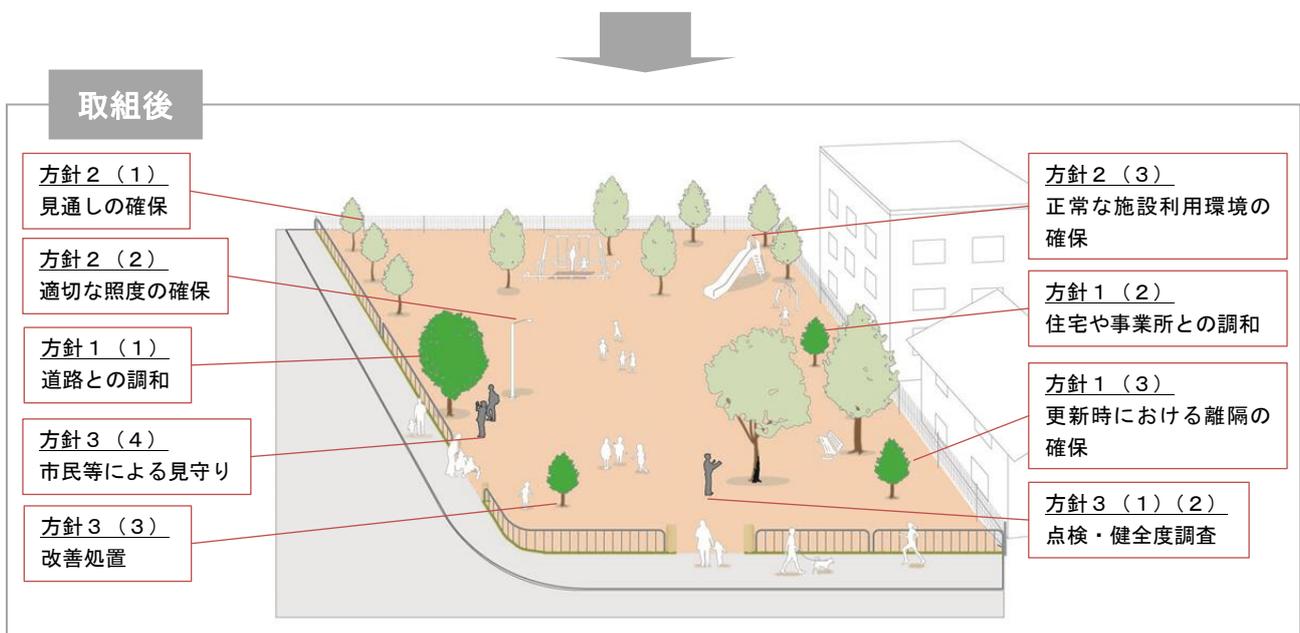
市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の緑化機能を増進させるため、樹木の点検及び健全度調査を定期的に行い、点検及び健全度調査により異常が確認された場合は、適切な改善処置を施すことで、樹木を健全・高質に保持します。



通常点検の様子

公園樹木の適正管理方針

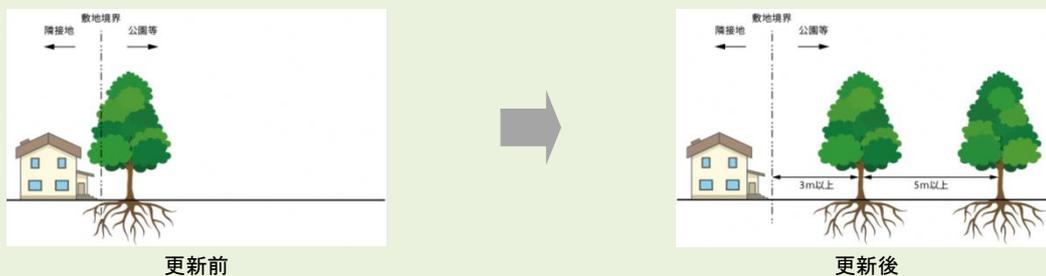
これからの公園緑化に求められる方向性を踏まえ3つの適正管理方針に沿った取組を推進します。



公園樹木の適正管理方針に沿った取組イメージ

適正管理方針1 周辺環境との調和

公園の敷地境界に近接する箇所は、道路だけでなく住宅や事業所が隣接するケースがあり、公園からの越境枝、落葉、日照障害など、樹木の大径木化・高齢木化に起因する問題が散見されます。これらの原因となっている樹木について、剪定や更新等を適切に行うことにより、周辺環境と調和した公園環境を保持します。



更新時における離隔の確保

適正管理方針2 安全・安心で快適な環境づくり

公園の内部においても、外部からの見通しの障害、照明との競合による照度低下、遊具や安全柵との競合による施設利用環境の障害など、樹木の大径木化・高齢木化に起因する問題が散見されます。これらの原因となっている樹木について、剪定や更新等を適切に行うことにより、安全・安心性を確保するとともに、快適に利用できる公園環境を保持します。



樹間の狭小化による見通しの障害



隣木との離隔の確保による見通しの確保

適正管理方針3 点検・健全度調査及び改善処置等

大径木化・高齢木化の進行に伴い、見通しの障害、通行の支障、倒木・落枝の発生、景観の悪化等の諸問題が顕在化しつつあります。市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の緑化機能を増進させるため、樹木の点検及び健全度調査を定期的に行い、点検及び健全度調査により異常が確認された場合は、適切な改善処置を施すことで、樹木を健全に保持します。



点検の様子



健全度調査の様子



改善処置の例（樹体保護）